

郡山市立公民館「子どもの居場所」設置事業実施要項

1 目的

地域の子どもたちに安全で安心して過ごせる居場所を提供し、様々な活動を実施することで、子どもの自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できる環境を整備するものである。

2 事業内容

- (1) 子どもに、いろいろな人と出会い、くつろぐことのできる、安全・安心な居場所を提供する。
- (2) 読書活動、体験活動、学習支援等を行う。

3 対象者

「子どもの居場所」については、以下の対象者専用とする。

- (1) 未就学児、小学生、中学生、高校生
- (2) (1) の保護者

ただし、対象者がいない場合や少数の場合で対象者に影響を及ぼさないと公民館長（不在の場合は責任者）が判断した場合は、対象者以外のものも利用できるものとする。対象者以外が利用する場合は、公民館長（不在の場合は責任者）に申請し、許可を得ること。

4 設置日等

公民館長は、放課後、土日・祝日、夏休み・冬休みなど長期休業の期間中に公民館の事業、貸館状況等を勘案し、支障のない範囲で「子どもの居場所」を設置する。

5 設置場所

- (1) 貸室、共有スペース等において、公民館長が判断し設置する。
- (2) 設置場所には、子どもの机や椅子を設置し、子どもが快適に過ごせる環境を整えるものとする。

6 利用条件

- (1) 利用の際は、公民館長の指示に従うこと。
- (2) 他の施設利用者の迷惑になるような行為は行わないこと。

7 利用の禁止

上記、6（1）、（2）の規定に反する場合には利用を禁止することがある。

8 その他

各公民館においては、「子どもの居場所の設置場所及び利用条件」を対象者及び利用者のわかりやすい場所に掲示し周知を図ること。